

芝山町社協だより



まごろの輪

VOL.78

うわあ、どちらもこれちおいしそう



5月11日のミニデイサービスの昼食は、4月に開店した「空の駅 風和里しばやま」でのランチバイキング。おいしい手づくり料理に舌つづみを打ち、デザートまでゆっくり楽しみました。帰る前には、お買い物も。「また、空の駅に来たいわ！」とみなさん喜んでいました。

今号の
特集

- ・貴金属の押し買いに注意
- ・町社協新旧会長対談





貴金属の 押し買いにご注意

近年の貴金属価格の高騰を背景に、貴金属を強引に安く買い取る「押し買い」被害が多く発しています。

全国の国民生活センターに寄せられた押し買いに関する苦情・相談は、平成21年度の138件から22年度は2、424件、23年度には3、894件と急増しています。(下記表参照)

その相談内容は、

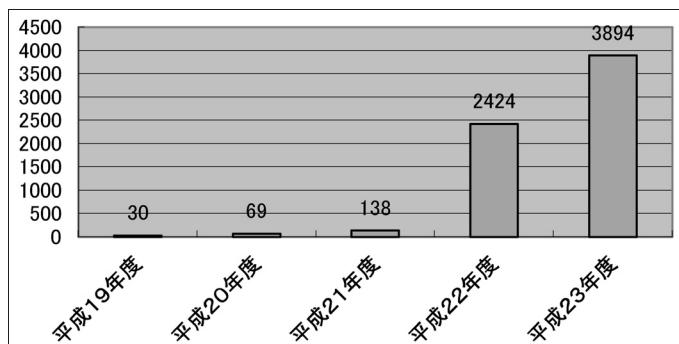
- ・着物の買い取りをすると言って訪問してきた業者に貴金属もしつこく要求され、怖くて断れなかつた
- ・認知症の高齢者の自宅で業者が貴金属を探していた
- ・連日夜間にしつこく勧誘を行う業者に困っている
- ・買い取り価格が安いと思い業者に解約を申し出たが拒否された
- ・見せた貴金属をあうとう間に買い取られ、業者の名前も連絡先もわからないなどの事例がありました。

被害にあわないために

また、押し買いを行つ業者の中には、詐欺・脅迫まがいの勧誘をしたり、窃盗を行つたりするケース、また押し買ひ業者による殺人事件も発生しており、安易に対応しては大変危険です。

- 次の事項に注意して、被害にあわないようしましょう。
- ・毅然と断る
 - ・不意に業者の訪問を受けても、買い取つてもうつもりがないのなら、毅然として断りましょう。
 - ・業者(相手)をよく確認する
 - ・契約前に、業者名、住所、電話番号の確認と許可証等の提示を求める。許可を受けた古物商は、「許可証」または「行商従業者証」を携帯することを義務付けられています)

▶ PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) での相談件数



もう一つ、

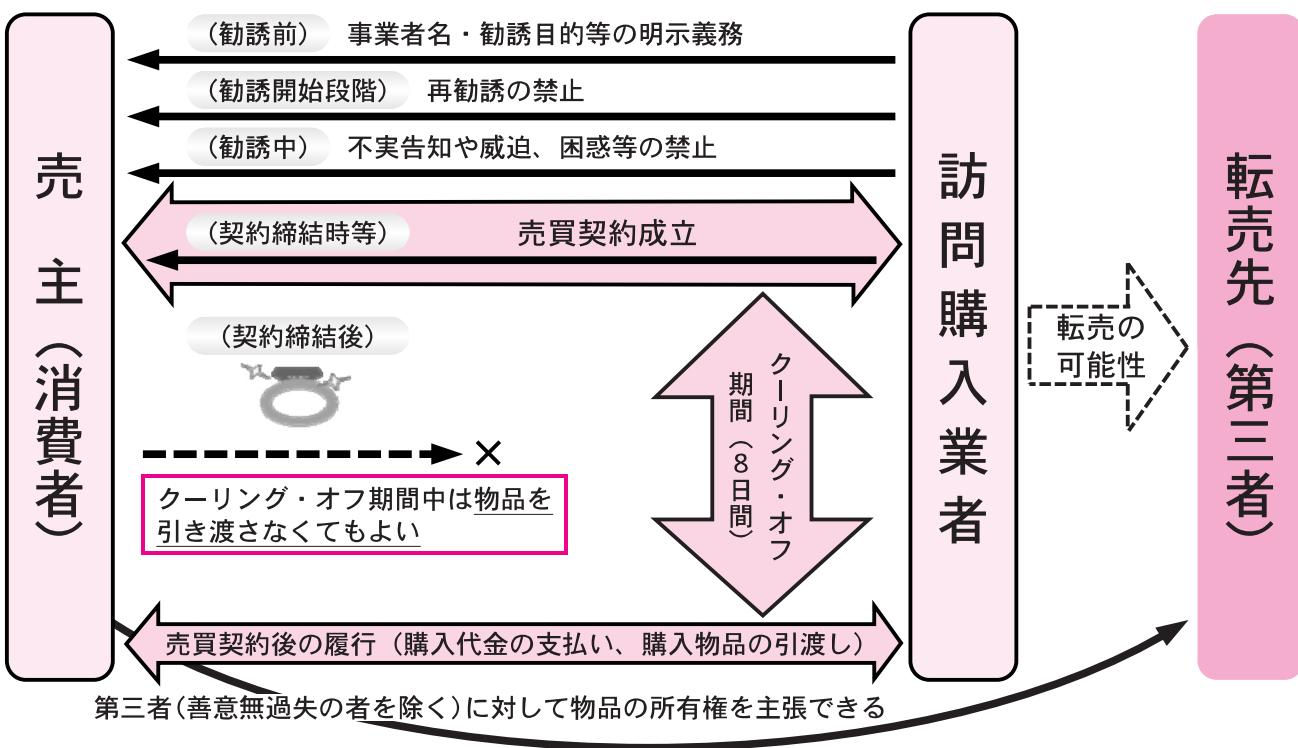
- ・買ひ取り条件などの書面を



(3)

みんなでみんなのしあわせを!!

平成24年6月1日発行



買い取り条件や買取品の一覧は書面を作成してもらい、控えを受け取りましょ。・警察や消費生活センターに相談する

訪問した業者が退去しない場合や、無理に物品を出せと迫られた場合は、警察(110番)に通報しましょ。その際、貴金属から絶対に目離さないでください。警察に電話している最中に貴金属を持って逃げられたケースもあります。

もうすぐクーリング・オフの対象に

クーリング・オフは、押し売りを対象にしたもので、押し買いについて、現行法では適用されません。つまり、いつたん貴金属を業者に引き渡してしまって、取り戻すことはとても困難でした。

しかし、現在開催中の第180回通常国会に「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が提出、審議されています。この改正法案は、貴金属等の訪問購入に関する商取引を公正なものとし、消費者被害を未然に防止すべく、訪問購

買い取り条件や買取品の一覧は書面を作成してもらい、控えを受け取りましょ。・警察や消費生活センターに相談する

訪問した業者が退去しない場合や、無理に物品を出せと迫られた場合は、警察(110番)に通報しましょ。その際、貴金属から絶対に目離さないでください。警察に電話している最中に貴金属を持って逃げられたケースもあります。

もうすぐクーリング・オフの対象に

クーリング・オフは、押し売りを対象にしたもので、押し買いについて、現行法では適用されません。つまり、いつたん貴金属を業者に引き渡してしまって、取り戻すことはとても困難でした。

しかし、現在開催中の第180回通常国会に「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が提出、審議されています。この改正法案は、貴金属等の訪問購入に関する商取引を公正なものとし、消費者被害を未然に防止すべく、訪問購

入業者に対する規制を設けるとともに、売主(消費者)による一定期間内の解約を認めれる等の規定がなされた内容となっています。

つまり貴金属の押し買いがつまり貴金属の押し買いがついでいます。

加えて、訪問販売と同様に、クーリング・オフの対象になります。

8日間は物品を業者に引き渡さなくてもよい

押し買いの場合、クーリング・オフをしたとしても、購入業者が転売してしまった場合、同じ物が手元に戻つてこない可能性があります。そこで、今回の法律案では、売買契約を結んだ訪問購買業者に対して契約の対象となる物品を、クーリング・オフ期間中は、引き渡すのを拒むことができ、その物品を確実に取り戻すことが可能になりました。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案は、成立し、交付されてから6か月以内に施行されます。

ですが、法律が施行される前に押し買いの被害にあつたり、施行後も法律を知らなければ意味がありません。

みなさん、くれぐれも被害にあわないよう注意しましょう。

入業者に対する規制を設けるとともに、売主(消費者)による一定期間内の解約を認めれる等の規定がなされた内容となっています。

つまり貴金属の押し買いがついでいます。

加えて、訪問販売と同様に、クーリング・オフの対象になります。

8日間は物品を業者に引き渡さなくてもよい

押し買いの場合、クーリング・オフをしたとしても、購入業者が転売してしまった場合、同じ物が手元に戻つてこない可能性があります。そこで、今回の法律案では、売買契約を結んだ訪問購買業者に対して契約の対象となる物品やその購入価格などを記載した書面を交付しなければいけない、といったことでも規定されます。

ます。また、クーリング・オフ期間中に業者が転売しても、転売先に対しても、クーリング・オフにより所有権を主張することができるようになります。

入業者に対する規制を設けるとともに、売主(消費者)による一定期間内の解約を認めれる等の規定がなされた内容となっています。

つまり貴金属の押し買いがついでいます。

加えて、訪問販売と同様に、クーリング・オフの対象になります。

8日間は物品を業者に引き渡さなくてもよい

押し買いの場合、クーリング・オフをしたとしても、購入業者が転売してしまった場合、同じ物が手元に戻つてこない可能性があります。そこで、今回の法律案では、売買契約を結んだ訪問購買業者に対して契約の対象となる物品やその購入価格などを記載した書面を交付しなければいけない、といったことでも規定されます。

木川優陽 会長



後を特集

町社協新旧会長対談

継ぐ 者

人事

役職の交代等により

鈴木 宏夫様（会長理事）

芳治様（副会長理事）

戸村 堪治様（評議員）

松本 省三様（評議員）

秋葉 茂夫（理事）

西海 敏郎（評議員）

岩澤 和博（評議員）

西海 一男（評議員）

吹野 恭一（評議員）

退任された方々の後任に、次の方々が選任されました。
(順不同・敬称略)

戸井 一雄（理事）
秋葉 茂夫（理事）
西海 敏郎（評議員）
岩澤 和博（評議員）
西海 一男（評議員）
吹野 恭一（評議員）

また、5月25日の理事会において、木川優陽理事が会長理事に、土屋増男理事が副会長理事に選任され（6月1日より就任されました）。

在任中は、地域福祉の推進に尽力いたしました。

在任中は、地域福祉の推進に尽力いたしました。

5月25日に開催された理事会で、木川優陽新会長（以下木川）が選出されました。鈴木宏夫前会長（以下鈴木）が託す想いはー。新旧会長対談です。

日本が変わったこの5年

のを感じたよ。テレビで「社協」って言葉を聞くとは思わなかつもんね。職員の気持ちもあの日から変わったんじゃないかな。

木川

たしかにあの日から「きずな」という言葉がクローズアップされてきましたね。

鈴木

消防団や民生委員・ボランティアなんかの献身的な姿を見て、日本中が感じたものがるとと思うよね。

木川優陽新会長（以下木川）が選出されました。鈴木宏夫前会長（以下鈴木）が託す想いはー。新旧会長対談です。

鈴木 会長を務めた5年間、日本中いろいろあつたけど、なんといつても3・11だよね。ボランティアの関係でも社協が注目されて、期待されているのがあると思うよね。



(5)

みんなでみんなのしあわせを!!

平成24年6月1日発行

新しいきずな

鈴木 震災で思ったのは、職業人は手一杯のこと。そこで「なんとかしなければ」と立ち上がるボランティアの自己犠牲の精神にはホント頭が下がるね。それと「遠くの親戚より近くの他人」なんて言葉があるけど、やっぱり最後に信じられるもの、頼りにいるのは「近所」「地域」だよ。これはこれからも変わらない、と言つか、ますます大切になるとと思うんだ。



木川 そうですね。芝山町は比較的地域のつながりが強い町だと思うけれど、地域の最小の単位である家族の方方が変化していますからね。今までのつながりに学びつつ、新しいきずなを作つていかねばなりませんね。

鈴木 横だよ「よこ」。横つながりが大切だってしみじみ感じられるね。地区社協だけで、地元の人取り組むから意義があるんだもんね。

「近所」「地域」これだよ

地域に耳をすまして

鈴木 とはいって、在任中に自分ではなにかを成し遂げたとは思えないけど、常に接しやすい・親しみやすい社協でありたいとは思っていたんだよ。

木川 確かに行政は大切だけれど、一辺倒では地域になじみませんよね。オープンに地域づくりに取り組みたいで

木元の声を大いに取り入れて地域づくりに取り組みたいですね。しかし・鈴木さんは民生委員からの福祉の経験があるので、私には何もなくて正直不安です。キャラクターでもお酒でも足元にも及ばない

なあつて。いや「冗談はともかく、今まで」「いち理事」だったけれど、これからは気持ちを新たにして積極的に前に出ていくつもりです。そのためにはまず自分が健康であることですよね。

鈴木 木川会長、社協を頼りますよ。オレはいままで女房にさんざん迷惑をかけてきたから、これからは遊びでもなんでも、ふたりでゆっくりヨボヨボやっていきたいと思っていますよ。

木川 たいへんおつかれさまでした。



鈴木宏夫 前会長



▲加茂には少人数による仲良し会があります。個々が一品づつ持ち寄り、昼は地元にあるコンビニエンスストアに弁当を注文し、昼食を食べ1日公民館で世間話をしてのんびり過ごし、夕方自宅へ帰ります。場所は変われど、現在の井戸端会議ですね。

ふくし 街角 コレクション

みなさんの身近にあった“ちょっといい話”をお寄せいただきましてありがとうございました。これからも地域の中や家庭で見かけた・起こった“ちょっといい話”をお聞かせください。

▶5月2日、芝山町福祉作業所は、さんぶの森中央体育館で行われた近隣福祉作業所交流会に参加しました。そこで行われたパン食い競争では、はりきりすぎてパンに行くまでに靴が脱げてしまつた所員や肘を使つて要領良くパンを取る所員、どのパンにしようか迷つ所員…それの個性を見ることができました。



◀今回から、街角コレクションの一部で、芝山町各所にある「花」について取り上げます。はにわ道沿い各所やはにわ祭会場を花で飾っているのが「しばやま花いっぱい運動推進委員会」です。町内の個人・団体が協力しあって、ごみのないきれいで明るい町づくりを目指し活動しています。季節ごとに花の足元を飾る色とりどりの花、みなさんちょっと足を止めてみてはいかがでしょうか。

笑顔で挨拶



主任児童委員 吉岡みよ子

挨拶は、コミュニケーションの基本であり人間関係の潤滑油の役目をします。

「おはよう」や「さようなら」だけではありません。感謝の気持ちを伝える「ありがとう」や、お詫びの気持ちを伝える「ごめんなさい」、人に何かを頼む時には「お願ひします」など、日常生活のなかには、大切な挨拶があります。

特に「ありがとうございます」は、魔法の言葉と言われています。

言られた方も「言った方も」とても心が温かくなつて幸せな気持ちになれるからです。色々な場面で「ありがとうございます」が言えるといいですね。

子どもは、「ありがとうございます」と言われたことで、自分が認めが持てるようになります。そうすると、色々な事に積極的に取り組めるようになってしまいます。そして、人に優しく接することができるようになります。

この「ありがとうございます」に比べ、

「おはよう」から始めてみませんか。すがすがしい気持ちで、一日が過ごせることでしょう。

不要なタオル、いただけませんか？

福祉作業所では、お寄せいただいたタオルをふきんに加工し販売しています。ふきんは大好評、現在タオルが足りません。お家に使用されていないタオルがありましたらご寄付ください。

連絡先 福祉作業所 ☎78-0850

・ 第三者委員
富野 澄 菱田宿 78-0192
西海茂子(高田西)77-2067

☎78-0850

金婚さん、いらっしゃいませんか？

芝山町では、毎年結婚50周年を迎えるご夫婦に、記念品をお送りしています。

昭和37年9月1日から昭和38年8月31日の間に結婚され、夫婦ともにご健在の方は、区長を通じて社会福祉協議会にお早めにお申し出ください。

いんぶおめーしょん

苦情解決に努めます

社協が行う福祉サービス事業を適正に実施するため、苦情受付窓口を設置しています。本会への苦情は社協事務局内苦情受付担当者、または本会とサービス利用者の間に入り苦情解決の調整を行う第三者委員にご相談ください。

・ 社協苦情受付担当者 宮澤

☎78-0850

平成24年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

○試験日時

平成24年10月28日(日) 10時～12時

○受験資格

医療・保健・福祉分野の有資格者で一定期間以上の実務経験のある方

○申込書配布期間

平成24年6月18日(月)～7月25日(火)

○申込書配布場所

県社会福祉協議会、県福祉人材センター（JR千葉駅前）、県保険指導課、各県健康福祉センター、各市町村介護保険担当課、各市町村社会福祉協議会

○申込受付期間

平成24年6月18日(月)～7月25日(火)当日消印有効 簡易書留による郵送受付のみ

○問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

TEL 043(204)1610/FAX 043(241)5121

ホームページ <http://www.chibakenshakyo.com/>

「もしも」のために
要援護高齢者調査

地区社会福祉協議会では、地域代表の委員を通じて、ひとり暮らしの高齢者・高齢者だけで暮らしている世帯・高齢高齢者だけになってしまふ世帯などを調査しています。調査を基に出来上がった名簿は、見守りネットワークの形成以外は使用しませんので、調査にご協力をお願いします。



こんな時どうしたらいいの？―― 介護保険を使うには どうするの？

今号から始まるこのコーナーでは、ちょっとした疑問を解決する糸口をご紹介していきます。

今回は、介護保険を使うにはどうするの？です。

介護保険は、40歳以上の方全てが加入する社会保険制度の1つです。加入者（被保険者）は、保険料を支払い、介護が必要になったときにサービスを利用するすることができます。

ですが、同じ社会保険の「保険証を持って医者にかかるれば一部負担で診てもらえる」医療保険とは大きく違います。

介護保険を使うには、まず保険者（市町村）に申請し、要介護認定を受ける必要があります。申請には、65歳以上の方に町から送付されている介護保険の被保険者証や、かかりつけ医の連絡先などが必要です。

申請後、介護を必要とする度合の要介護度が決まるまでに数週間から30日、その後事業者を選び介護プランを立ててもらう…などなど、介護サービスを受けるまでには時間がかかります。

必要性を感じたら、なるべく早く町福祉保健課へ相談する、これが解決の糸口です。

ふくし行事予定

- (6月) 1日 まごころの輪78号発行
5、21日 給食サービス
6日 ミニ・デイサービス
19日 身体障害者ミニ・デイサービス
27日 おとこの料理教室

(7月) 3、19日 給食サービス
4日 ミニ・デイサービス

(8月) 7、23日 給食サービス
8日 ミニ・デイサービス

毎月上旬 ひとり暮らし高齢者誕生日祝い

毎月中旬 目の不自由な方へ声の広報紙発行

弁護士法律相談予定

福祉センターにおいて弁護士による無料相談を行っています。相談は1名30分です。予定日は

6月26日㈫、7月31日㈫、8月28日㈫です。利用希望の方は事前予約が必要です。

また電話相談も隨時受け付けています。
ふくし駆け込みテレホン…☎78-0526

▼ 飯櫃ひばり会様
寺岡泰代様 (はにわ台東)
日蓮宗千葉県東部宗務所様
(多古町) 100,000円

▼ 大森孝子様 (成田市) 5,000円

▼ 匿名様 10,000円

▼ 秋葉直子様 (飯櫃)
藤田悦子様 (小池の)
匿名様

手芸用生地多数

▼ 吉岡順子様 (はにわ台南)
秋葉直子様 (飯櫃)
匿名様

タオル多数

▼ 鈴木正明様 (山中西)
介護用品多数

▼ 株式会社ティ・エス・ケイ様
バザー用品多数

お寄せいただいたご淨財は
趣旨に沿い地域の福祉のため
有效地に活用させていただきます。

編集後記